

旭川医科大学学生の懲戒に関するガイドラインの一部を改正するガイドラインを次のように定める。

(令和7年9月3日教育研究評議会決定)

旭川医科大学学生の懲戒に関するガイドラインの一部を改正するガイドライン (案)

旭川医科大学学生の懲戒に関するガイドライン (平成27年教育研究評議会決定) の一部について、下表右欄 (「現行」欄) を、同表左欄 (「改正後」欄) のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>このガイドラインは、旭川医科大学学生の懲戒等に関する規程 (平成27年旭医大達第20号) 第5条に基づき、学生によってなされるおそれのある代表的な非違行為を類型化し、当該非違行為に係る懲戒の標準例を下記の表のとおり示すものである。</p> <p>なお、表に掲げる非違行為は、対象となる行為によって競合する場合がある。</p> <p>また、本学の名誉・信用を失墜させる行為、本学の規則に違反する行為及びその他学生の本分に著しく反する行為等の表に掲げられていない行為についても懲戒の対象とする場合がある。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>このガイドラインは、旭川医科大学学生の懲戒等に関する規程 (平成27年旭医大達第20号) 第5条に基づき、学生によってなされるおそれのある代表的な非違行為を類型化し、当該非違行為に係る懲戒の標準を下記の表のとおり示すものである。</p> <p>なお、表に掲げる非違行為は、対象となる行為によって競合する場合がある。</p> <p>また、本学の名誉・信用を失墜させる行為、本学の規則に違反する行為及びその他学生の本分に著しく反する行為等の表に掲げられていない行為についても懲戒の対象とする場合がある。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

非違行為	懲戒の標準例
(略)	(略)
2 授業	
(1) 妨害行為, 出席における不正行為等 授業において, 授業の実施を妨げる行為や出 席を欺く行為等で悪質なもの	退学, 停学又は訓 告
(2) アンプロフェッショナルな行為等 臨床実習・臨地実習において, 医療安全・医 療倫理の観点から, 明らかに不適切と思われる 態度や行動	退学, 停学又は訓 告
3 不法行為等	
(略)	(略)
(5) 本学の教育, 研究及び診療活動等を妨げる 行為	
① 研究成果作成の際に論文やデータの捏造, 改ざん又は盗用等を行った行為	退学又は停学
② 知的財産を喪失させた行為	退学又は停学
③ 本学の教育, 研究及び診療並びに管理運営 を著しく妨げた行為	退学, 停学又は訓 告
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(略)	(略)
4 犯罪行為 (犯罪未遂行為を含む。)	
(1) 殺人, 強盗又は不同意性交等の凶悪な犯罪 行為	退学

非違行為	懲戒の標準
(略)	(略)
2 授業	
(1) 妨害行為, 出席における不正行為等 授業において, 授業の実施を妨げる行為や出 席を欺く行為等で悪質なもの	退学, 停学又は訓 告
(2) アンプロフェッショナルな行為等 臨床実習・臨地実習において, 医療安全の観 点から, 明らかに不適切と思われる態度や行動	退学, 停学又は訓 告
3 飲酒等	
(略)	(略)
(5) 本学の教育, 研究及び診療活動等を妨げる 行為	
① 研究成果作成の際に論文やデータの捏造, 改ざん又は盗用等を行った行為	退学又は停学
② 知的財産を喪失させた行為	退学又は停学
③ 本学の教育, 研究及び診療並びに管理運営 を著しく妨げた行為	退学, 停学又は訓 告
④ 本学が管理する建造物への不法侵入又は その不正使用若しくは占拠した行為	退学, 停学又は訓 告
⑤ 本学が管理する建造物又は器物の破壊, 汚 損又は不法改築行為等	停学又は訓告
⑥ 本学構成員及び本学病院患者に対する暴 力行為, 威嚇行為, 拘禁行為又は拘束行為等	退学, 停学又は訓 告
(略)	(略)
5 犯罪行為 (犯罪未遂行為を含む。)	
(1) 殺人, 強盗又は強姦等の凶悪な犯罪行為	退学

(2) <u>暴行, 傷害行為</u>	退学又は停学
(3) <u>薬物犯罪行為</u>	退学又は停学
(4) <u>窃盗, 万引き, 詐欺, 横領等の財産に対する犯罪行為</u>	退学, 停学又は訓告
(5) <u>わいせつ行為又は痴漢行為(覗き見又は盗撮行為その他の迷惑行為を含む。)</u>	退学, 停学又は訓告
(6) 「 <u>ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)</u> 」に定めるストーカー行為	退学, 停学又は訓告
(7) 「 <u>児童買春, 児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)</u> 」に定める犯罪行為	退学, 停学又は訓告
(8) <u>コンピュータ又はコンピュータネットワークの不正使用等若しくはこれらを利用した不正行為等(ソーシャルネットワーキングサービス等で他人を誹謗中傷した行為を含む。)</u>	退学, 停学又は訓告
(9) <u>本学又は他者が管理する建造物又は住居への, 不法侵入又はその不正使用若しくは占拠した行為</u> (新設)	退学, 停学又は訓告 (新設)
(10) <u>本学又は他者が管理する建造物又は器物の破壊, 汚損又は不法改築行為等</u> (新設)	停学又は訓告 (新設)

5 再犯学生の懲戒
 過去に懲戒を受けた学生が, 再び懲戒対象行為を行った場合は, より「悪質性」が高いものとみなし, 各標準を超える重い懲戒を行うことがある。なお, 過去に嚴重注意を受けた学生についても, 同様とする。

【改正理由】
 これまでの事例等を踏まえ, 整理するもの。

(2) <u>傷害行為</u>	退学又は停学
(3) <u>薬物犯罪行為</u>	退学又は停学
(4) <u>窃盗, 万引き, 詐欺又は他人を傷害するに至らない暴力等の犯罪行為</u>	退学, 停学又は訓告
(5) <u>わいせつ行為又は痴漢行為(覗き見又は盗撮行為その他の迷惑行為を含む。)</u>	退学, 停学又は訓告
(6) 「 <u>ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)</u> 」に定めるストーカー行為	退学, 停学又は訓告
(7) 「 <u>児童買春, 児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)</u> 」に定める犯罪行為	退学, 停学又は訓告
(8) <u>コンピュータ又はコンピュータネットワークの不正使用等若しくはこれらを利用した不正行為等(ソーシャルネットワーキングサービス等で他人を誹謗中傷した行為を含む。)</u>	退学, 停学又は訓告

6 再犯学生の懲戒
 過去に懲戒を受けた学生が, 再び懲戒対象行為を行った場合は, より「悪質性」が高いものとみなし, 各標準を超える重い懲戒を行うことがある。なお, 過去に嚴重注意を受けた学生についても, 同様とする。